

町田市 2024年度

幼稚園・認定こども園（教育時間）

1号児 在園のしおり



問合せ先

町田市子ども生活部 保育・幼稚園課（町田市役所2階204窓口）

〒194-8520 町田市森野2-2-22 開庁時間 平日 8:30~17:00

代表電話:042-722-3111 直通電話:042-724-2137 FAX:050-3161-8635

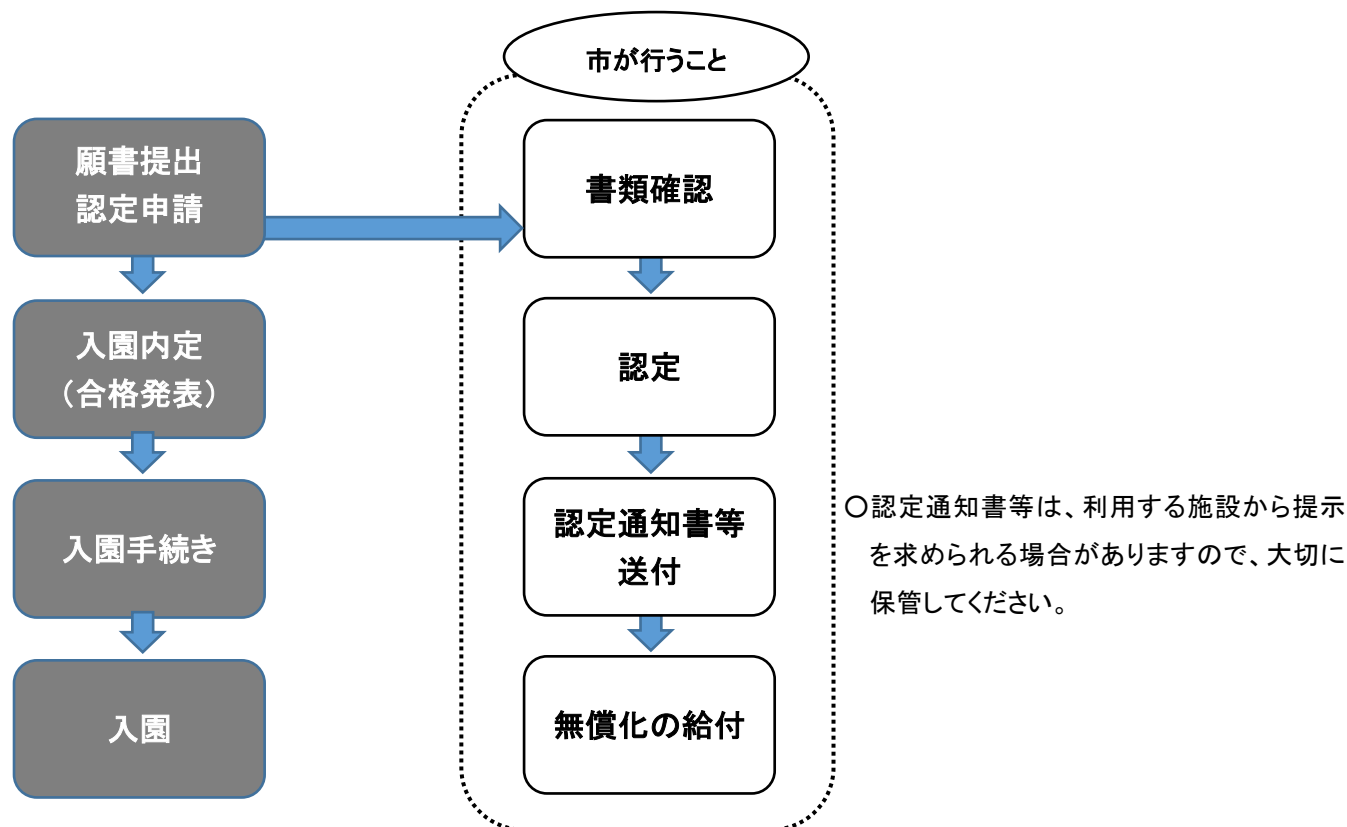
このしおりには、私学助成幼稚園、施設型給付幼稚園、認定こども園（教育時間利用）を利用する方の認定・利用に関する手続きや必要書類・保育料等について記載しています。内容をよく読んでいただきご活用ください。

適用開始日 2024年4月1日

目次

1. 入園までの流れ.....	4
2. 幼稚園・認定こども園(教育時間利用)を利用できる方.....	4
3. 認定について.....	5
(1)認定区分と利用できる施設.....	5
(2)保育の必要性の事由について.....	6
4. 認定の申請について.....	7
(1)基本保育料の無償化の給付を受けるための申請書類.....	7
(2)預かり保育の無償化の給付を受けるための申請書類(3～5歳児).....	7
(3)預かり保育の無償化の給付(第2子以降)を受けるための申請書類(満3歳児).....	7
(4)保育の必要性がわかる書類について.....	8
(5)保育の必要性の事由に変更が生じた場合の手続き.....	10
(6)家庭状況等が変わった場合の手続き.....	13
(7)提出書類と提出期限について.....	16
5. 保育料等について.....	18
(1)保護者補助金表について.....	19
(2)給食費について.....	20
(3)税額のわかる書類について.....	21
(4)就学前のきょうだいが幼稚園等に在籍している場合の給食費の負担軽減及び保護者補助金の算定.....	22
6. 町田市内の施設一覧(1号・新1号対象施設).....	23
7. 各種書式等(まちだ子育てサイトよりダウンロードできる書類).....	25

1. 入園までの流れ



2. 幼稚園・認定こども園(教育時間利用)を利用できる方

お子さんが満3歳児以上就学前であれば利用することができます。

2024年度クラス	生年月日
満3歳児	2021年4月2日～2022年4月1日 ※2024年度中に満3歳となり幼稚園・認定こども園(教育時間利用)を利用する場合
3歳児	2020年4月2日～2021年4月1日
4歳児	2019年4月2日～2020年4月1日
5歳児	2018年4月2日～2019年4月1日

※ 満3歳児については、受入れをしている園と受入れをしていない園がありますので、利用を希望する場合はあらかじめ園にご確認ください。

3. 認定について

「子ども・子育て支援新制度」では、就学前のお子さんの教育・保育を保障するための「認定制度」と「給付制度」に大別されます。

認定には「子どものための教育・保育給付認定」と「子育てのための施設等利用給付認定」があります。「子どものための教育・保育給付認定」には1号認定・2号認定・3号認定の3つの区分があり、「子育てのための施設等利用給付認定」には新1号認定・新2号認定・新3号認定があります。お子さんの「年齢」「保育の必要性の有無」「利用する施設・サービス」等によって認定区分が異なります。

幼稚園・認定こども園(教育時間利用)の利用・入園を希望される方は、それぞれ下表に対応する1号認定・新1号認定を受けていただく必要があります。また、保育の必要性の事由に該当することにより、預かり保育の無償化の給付等を受けようとするときは、「子育てのための施設等利用給付認定」の新2号認定・新3号認定(新3号認定については非課税世帯に限ります。)を受けていただく必要があります。

(1) 認定区分と利用できる施設

■子どものための教育・保育給付

認定区分	認定の条件※1	保育時間区分	利用の該当施設
1号認定	満3歳以上で、2号認定以外の子ども	教育標準時間 (概ね、4時間)	幼稚園(施設型給付幼稚園) 認定こども園(教育時間利用)
2号認定	満3歳以上で、 保育の必要性の事由 に該当する子ども	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	保育園 認定こども園(保育時間利用)
3号認定	満3歳未満で、 保育の必要性の事由 に該当する子ども	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	保育園・認定こども園(保育時間利用)・ 小規模保育園・家庭的保育者等

■子育てのための施設等利用給付

認定区分	認定の条件※1	保育時間区分	利用の該当施設
新1号認定	満3歳以上で、新2号、新3号認定以外の子ども	時間区分の認定なし	幼稚園(私学助成幼稚園)
新2号認定	4月1日時点で満3歳以上で※2、 保育の必要性の事由 に該当する子ども	時間区分の認定なし	幼稚園 認定こども園(教育時間利用)※3 認証保育所、認可外保育施設※4
新3号認定	4月1日時点で満3歳未満で※2、 保育の必要性の事由 に該当する住民税非課税世帯の子ども	時間区分の認定なし	一時保育、預かり保育 病児・病後児保育 町田ファミリー・サポート・センター

※1 認定を受ける子どもは、すべての認定区分で小学校就学前の子どもです。

※2 新2号、新3号の認定区分は、クラス年齢と同じ区分で、3～5歳児クラスに該当する子どもは新2号認定、0～2歳児クラスに該当する子どもは新3号認定となります。

※3 幼稚園、認定こども園で、現在の1号認定のまま預かり保育を利用している場合は、新2号・新3号を受けることで、預かり保育分の利用料が無償化の対象となります。

※4 認可外保育施設のうち、企業主導型保育施設は除きます。

(2) 保育の必要性の事由について

新2号認定・新3号認定を受けて、預かり保育の無償化の給付等を受けようとするときは、保育の必要性の事由が必要です。

保護者が恒常的に下表に該当する理由で家庭保育ができない場合に認定資格が生じます。保育を必要とする事由は市が認定します。

保育を必要とする事由	基準
①就労*	月12日以上、かつ、1日4時間以上の就労が常態であること。
②疾病・負傷 心身障がい	入院、常時病臥、精神性又は感染性の疾病、難病、その他通院かつ自宅安静が必要で保育が困難であること。
③介護・看護*	月12日以上、かつ、1日4時間以上の常時観察又は付添介護・看護又は一部介護・看護が必要と認められる者の介護・看護が常態であること。
④災害	災害(火災・風水害・地震等)の復旧に当たっていること。
⑤就学*	月12日以上、かつ、1日4時間以上の就学(通学又は職業訓練施設もしくはこれに準ずる技能施設に通所していること)が常態であること。
⑥出産	出産のため保育が困難であること。(認定期間は出産予定月及び前後各2か月の計5か月間です。P.10 参照。)
⑦育児休業	法令に基づく休業取得者であること。(新規での認定はできません。P.11 参照。)
⑧求職	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること。 (認定期間は3か月です。P.10 参照。)
⑨両親不存在	父母ともに死亡、行方不明、拘禁中等であり、同居の親族になんらかの要件があって保育が困難であること。
⑩その他	上記の他、保育が必要と認められる場合

※「就労」、「介護・看護」、「就学」は、上記の日数及び時間のいずれかひとつでも基準を下回ってしまうと、保育を必要とする事由がなくなり、認定が取り消されますのでご注意ください。

<認定通知書等について>

給付認定通知書等の有効期間は、保育の必要性の事由にもよりますが、従来の1号認定・新1号認定については小学校就学前までとし、新2号認定については小学校就学前まで、新3号認定については満3歳に達する日以後の最初の3月31日までを基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、その時点までとします。

4. 認定の申請について

認定は保護者の住民票がある市町村が認定します。

初めて幼稚園・認定こども園に入園し、基本保育料についての無償化の給付を受けるためには認定の申請が必要です。また、預かり保育についての無償化の給付を受けるためには、上記申請に加え新2号・新3号の認定の申請も必要です。

(1)基本保育料の無償化の給付を受けるための申請書類

入園する園の種類 (園の一覧については P.23～24 をご確認ください。)	必要書類	注意事項
施設型給付幼稚園 認定こども園	【2-1】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定申請書(施設型給付園教育用 入園時初回認定園経由用)』(1号認定)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書は園と保育・幼稚園課にあります。(市外園の場合、園に申請書が無いことがあります。) ・入園の手続きの際に園に提出してください。 ・申請書は園を経由し保育・幼稚園課に提出されます。
私学助成幼稚園	【2-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定申請書(私学助成園教育用 入園時初回認定園経由用)』(新1号認定)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本保育料についての無償化の給付のみを受ける方は、この申請のみとなります。

(2)預かり保育の無償化の給付を受けるための申請書類(3～5歳児)

必要書類	注意事項
【2-3】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定申請書(教育用 在園児保育・幼稚園課申請用)』	<ul style="list-style-type: none"> ・認定を受けたい月の前月15日(土、日、祝日の場合は前開庁日)までにご提出ください。(※間に合わない場合はご相談ください) ・遑って認定を受けることはできません。必ず預かり保育を利用する前に申請してください。 ・原則として認定開始(変更)希望月の1日からの認定となります。
保育の必要性がわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・認定申請書に添付してください。詳細は次ページをご覧ください。

※ 4月入園の場合は**2月15日まで**にご提出ください。(※間に合わない場合はご相談ください)

※ 在園児で保育を必要とする事由が消滅したことにより、新2号認定・新3号認定から1号認定・新1号認定に変更しようとする場合においては、【2-3】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定申請書(教育用 在園児保育・幼稚園課申請用)』をご提出ください。

(3)預かり保育の無償化の給付(第2子以降)を受けるための申請書類(満3歳児)

必要書類	注意事項
『町田市満3歳児預かり保育多子世帯補助金に係る保育要件申告書』	2023年10月から、 第2子以降等の要件を満たす「満3歳児」 は認定を受けていない場合でも、預かり保育の無償化の対象となります場合があります。ただし、申請が必要になりますので、まずは在籍園にご相談ください。

(4) 保育の必要性がわかる書類について

下表の保育の必要性がわかる書類をご提出ください。(父・母の分それぞれ必要です。)

保護者の事由		必要な書類	注意事項
就労	会社勤務の方 (採用予定含む)	・就労証明書(町田市書式)	
	個人事業主	・就労証明書(町田市書式) ・個人事業の開業・廃業等届出書のコピー	個人事業の開業・廃業等届出書のコピーが準備できない場合は、報酬等が客観的に分かるもの(直近の確定申告書等の「収入を証明するもの」や営業許可証、開業届、登記簿謄本、直近3か月内の帳簿等、「個人事業主であることを証明するもの」のいずれかのコピー)をご用意ください。 これらの書類が提出されない場合は「求職活動」で認定します。
	居宅外 居宅内		
内職の方		・就労証明書(町田市書式) ・直近の納品書もしくは発注書	
疾病・負傷・心身障がい		・医師の診断書(原本)または手帳のコピー	手帳のコピーの場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証(要件が介護・看護の場合)などをご提出ください。
介護・看護		・医師の診断書(原本)または手帳のコピー ・スケジュール表(町田市書式)	
就学(予定含む)		・在学証明書 ・スケジュール表(町田市書式) または時間割等	就学予定の方は合格通知書及び年間のカリキュラムを提出してください。
妊娠・出産		・母子健康手帳(母の氏名・分娩予定日のページ)のコピー	出産月をはさみ前後2か月(最大5か月)は、「出産」の要件での認定となります。
育児休業		・就労証明書(町田市書式)	「育児休業期間」欄に取得中または取得予定の育児休業期間が明記された就労証明書をご提出ください。 認定期間は育児休業取得対象の子が1歳になる年度末まで。ただし、条件により2歳になる年度末まで延長できます。(P.11 参照) ※新規の申請の場合、育児休業の要件での認定はできません。継続要件のみの取り扱いとなります。
求職		なし	求職中の方は認定期間が3か月となります。

※ 就労証明書に代表者印は不要です。(ただし、事業者名が記名されている就労証明書又は就労証明書に係る電子データを無断で作成し、又は改変を行ったときには、就労先事業者の押印がなくても、有印私文書偽造罪等に該当する場合があります。)

※ 2つ以上の就労先で就労している方は、各就労先での就労時間が分かるようにスケジュール表(町田市書式)をご記入の上、提出してください。

※ 就労証明書の有効期間は、証明日から3か月以内です。内容を訂正する場合は二重線を引いてください(証明する雇用主に無断での訂正はできません)。また、修正液等での訂正は無効です。

※ 医師の診断書(原本)の有効期間は、証明日から6か月以内です。また「診断名」と「初診日」の記述が必要です。

必要書類早見表

提出書類		就労証明書 (町田市書式)	個人事業主の証明書類 ※1	スケジュール表 (町田市書式)	医師の診断書(原本) または 手帳のコピー	在学証明書および時間割等(就学中) または 合格通知書および年間カリキュラム(就学予定) ※いずれもコピー可	母子健康手帳のコピー	納品書 または発注書
保護者の事由	会社勤務 (採用予定含む)	○						
	個人事業主 (居宅外・居宅内)	○	○	○※3				
	内職	○						○
	疾病・負傷・心身障がい				○			
	介護・看護			○	○			
	就学(予定含む)			○※4		○※4		
	妊娠・出産						○	
	育児休業	○※2						
	求職							

※1 直近の確定申告書等の「収入を証明するもの」や営業許可証、開業届、登記簿謄本、直近3か月内の帳簿等「個人事業主であることを証明するもの」のいずれかのコピーを提出してください。

※2 「育児休業期間」欄に取得中または取得予定の育児休業期間が明記された就労証明書を提出してください。

※3 2つ以上の就労先で就労している場合はスケジュール表を提出してください。

※4 スケジュール表または時間割のどちらか一方を提出してください。

(5) 保育の必要性の事由に変更が生じた場合の手続き

認定を受けた時点の保育の必要性の事由と現在の事由で状況が変わった場合、認定の変更手続きが必要となります。

提出書類は P.8、P.9 をご覧ください。

① 認定の事由が 求職 の場合

求職要件の場合、3か月間の期限付き認定となります。

以下の例のような場合求職要件に切り替える必要があります。

- ・退職し、求職(転職)活動中となった
- ・出産後、仕事を探す

※求職の事由で認定を受けた方は、認定開始から2か月以内に基準を満たした就労を決め、認定が切れる月の15日(土、日、祝日の場合は前開庁日)までに【1-5】『就労証明書』及び【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』を提出してください。提出がない場合は、認定の期限切れとなります。

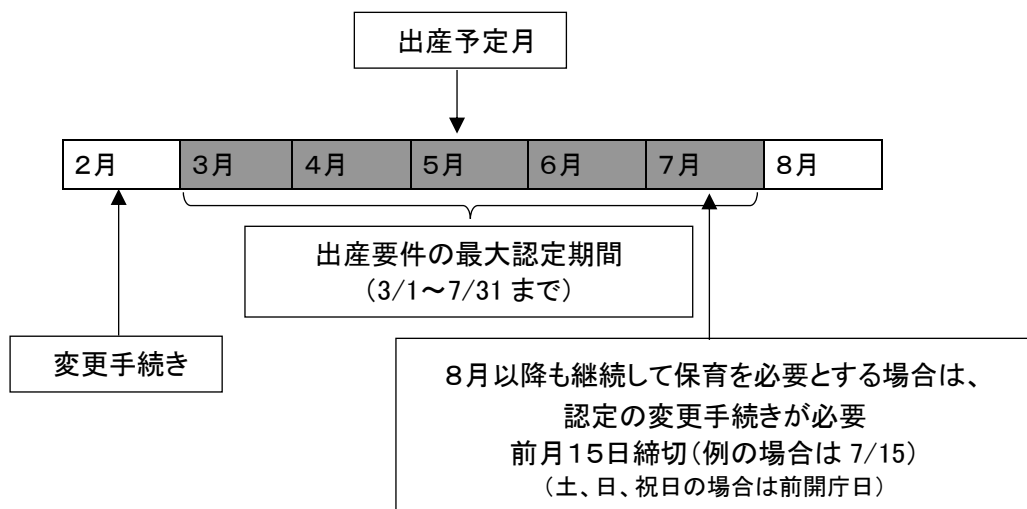
※就労の基準:日数が月12日以上、かつ、時間が1日4時間以上

② 認定の事由が 出産 の場合

出産要件の場合、出産予定月をはさみ前後2か月の最大で5か月の認定となります。

出産の事由で認定を受け、出産(予定)月の3か月日以降も認定を希望する場合、保護者(母)の保育を必要とする事由の変更手続きが必要です。出産(予定)月の2か月目の15日(土、日、祝日の場合は前開庁日)までに【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』と変更後の事由を確認できる書類(P.8、P.9)を保育・幼稚園課に提出してください。

例)5月出産予定で2月15日までに変更手続きをした場合



③ 認定の事由が 育児休業 の場合

育児休業取得者と認められるのは法令に基づく休業取得者のみです。保護者(父母)が法令に基づく育児休業を取得する場合は、申請により、下表のとおり育児休業取得対象のお子さん以外のお子さんを育児休業として保育の必要性を認定できます。

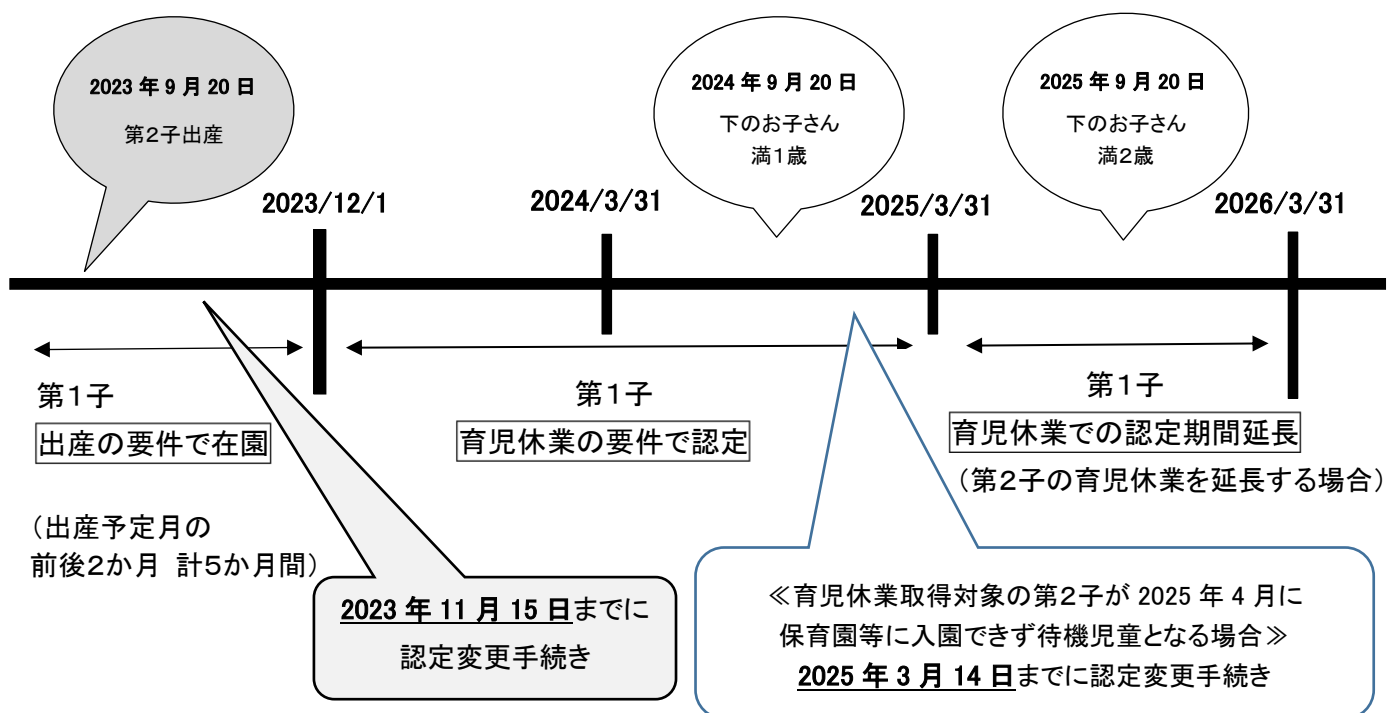
【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』と「育児休業期間」欄に取得中または取得予定の育児休業期間が明記された【1-5】『就労証明書』の提出が必要です。取得予定の育児休業期間を就労証明書に記載していただけない場合は、勤務先の育児休業の取得が可能であることがわかる就業規則のコピーと、会社名がわかるページまたは社判を押印したものを提出してください。

この場合、下表のとおり育児休業の認定をすることができます。

※新規の申請の場合、育児休業の要件での認定はできません。出産要件からの切り替えなど継続要件のみの取り扱いとなります。

	新2号・新3号の認定期間	認定の要件
ア	育児休業取得対象のお子さんが1歳になる年度末まで	法令に基づく育児休業を取得していること。
イ	育児休業取得対象のお子さんが2歳になる年度末まで	法令に基づく育児休業を取得していること。 さらに、育児休業取得対象のお子さんが保育園等に入園できず、待機児童となっていること。

例) 2023年9月20日に第2子を出産して、育児休業取得対象の第2子が2025年4月保育園に入園できず待機児童となる場合の第1子の認定について



④ 産休・育休から仕事に復帰する場合

産前産後休暇・育児休業から復帰し就労する場合は、就労を再開する月の前月15日(土、日、祝日の場合は前開庁日)までに【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』と【1-5】『就労証明書』を提出してください。

⑤ 認定の事由が 疾病、介護・看護、就学 の場合

疾病、介護・看護、就学要件はそれらの要件が消滅(治癒、卒業等)した月の月末までの認定となります。

疾病、介護・看護、就学の事由で認定を受け、認定期間後も認定を希望する場合、保育を必要とする事由を変更する手続きが必要です。変更する場合は、**認定期限が切れる月の15日(土、日、祝日の場合は前開庁日)までに【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』**と、変更後の事由を確認できる書類(P.8、P.9)を、保育・幼稚園課に提出してください。

⑥ その他の保育事由の変更の場合

①から⑤までの期限付き認定以外の場合でも、保育の必要性の事由に変更が生じた場合は変更手続きが必要です。

“保育の必要性を確認する書類”の表(P.8、P.9)をご覧ください、**変更したい月の前月15日(土、日、祝日の場合は前開庁日)までに【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』**と保育を必要とする状況がわかる書類を保育・幼稚園課に提出してください。

(6)家庭状況等が変わった場合の手続き

家庭状況等に変更(住所変更、退職、転職、婚姻、離婚、死亡、第2子以降の出産等)があった場合は、届出が必要です。以下の①から⑥の項目をご覧ください、変更手続きにかかわる必要書類(P.15)をご提出ください。

①住所変更

・町田市内の異動の場合

住民登録の異動手続きを行ったうえで、【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』を提出してください。

・町田市外へ転出する場合

a. 町田市外へ転出後も継続して通所を希望する場合

→転出した月の月末までに転出先の自治体で認定の申請が必要となります。事前に在籍園と転出先の幼稚園担当部署へ手続きについてご確認ください。

b. 市外への転出と同時に在籍園を退所する場合

→転出前に在籍園で退園の手続きをしてください。

②退職・転職(新2号認定・新3号認定の方に限ります。)

退職の旨を速やかにご連絡ください。以下の a 又は b に該当する場合は、それぞれのパターンに沿って書類を期限までにご提出ください。書類の提出がない場合や、在籍園からの連絡や家庭状況調査等により退職している事実が判明した場合は、退職から3か月目の末日までで新2号・新3号の認定の期限切れとなります。

a. 退職した月の翌月から次の就職先が決まっている場合

新たに勤務される会社の【1-5】『就労証明書』を、退職から2か月後の月末までにご提出ください。なお、前職と新しい就労の契約勤務日数、時間に増減がある場合、【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』の提出が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。

b. 求職活動をする場合

【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』を、退職する月の15日(土、日、祝日の場合は前開庁日)までに提出してください。退職後2か月以内に再就職し、再度【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』と【1-5】『就労証明書』を退職した月から3か月目の15日(土、日、祝日の場合は前開庁日)までに保育・幼稚園課に提出してください。

③家族構成の変更

・婚姻・同居

保護者補助金及び給食費の軽減対象者が変更になる場合があります。変更となる場合は、婚姻日(又は同居開始日)の翌月から変更になりますので、速やかに手続きをしてください。

【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』と、新たにお子さんの保護者となった父または母の『市町村民税課税(非課税)証明書』、及び新2号認定・新3号認定の場合は保育の必要性の事由がわかる書類(【1-5】『就労証明書』等)を提出してください。なお、入籍をしていなくても同居している場合は、事実上の婚姻関係にあるとみなします。詳しくはお問い合わせください。

・離婚(離婚前提の別居を含む)、死亡

保護者補助金及び給食費の軽減対象者が変更になる場合があります。【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』を保育・幼稚園課に提出してください。祖父母等と同居を開始する場合は祖父母等の税資料が必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせ下さい。

離婚の場合、変更届を提出した月の翌月から変更となります。(住民票を別にして別居をしている場合に限りです。)

離婚前提の別居の場合、住民票を別にして別居を開始した日から3か月を経過した日の翌月から変更になります。ただし、変更届を提出していない場合は、変更できませんので速やかに手続きをしてください。ひとり親として保護者になる方の健康保険証のコピーを提出してください。なお、母が父または、父が母の健康保険等の扶養に入っている場合は該当しません。

▷以下のいずれかに該当する場合、ひとり親扱いとなります。ただし、変更届及び必要書類の提出がない場合、保護者補助金及び給食費の軽減対象者を変更できません。

- ・配偶者が3か月以上拘禁又は生死が不明である場合。
- ・配偶者から3か月以上遺棄されている場合。^{※1}
- ・離婚を前提に配偶者との別居、かつ、家庭裁判所に離婚調停を申立てしている場合。^{※2}

※1 搜索願の受理番号を申し出てください。

※2 離婚調停の申立書のコピー及びひとり親として保護者になる方の健康保険証のコピーを提出してください。(住民票を異動することはできないが、家庭裁判所へ離婚調停を申し立て、調停の初回呼出日から3か月経過した場合は、離婚調停の呼出状のコピー及びひとり親として保護者になる方の健康保険証のコピーを提出してください。)

④確定申告・修正申告(更正の請求)による市民税額の変更

医療費控除の変更、扶養控除の変更、土地家屋の譲渡等により、前年分所得税の確定申告や修正申告を行い、市民税額が変わった場合は、保護者補助金及び給食費の軽減対象者が変更になることがあります。

市民税所得割額が変わったことがわかる書類(『市町村民税変更通知書』または、『市町村民税特別徴収税額変更通知書』)を保育・幼稚園課に提出してください。

※住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除、配当割・株式等譲渡所得割は保護者補助金及び給食費の軽減対象者の算定上対象となりません。

⑤生活保護の受給

生活保護を受けた場合は、保護者補助金及び給食費の軽減対象者が変更になる場合があります。

必ずご連絡の上、『生活保護受給証明書』を保育・幼稚園課に提出してください。保護者補助金及び給食費の軽減対象者は提出された翌月から変更となります。

⑥生活保護の廃止

生活保護が廃止になった場合は、保護者補助金及び給食費の軽減対象者が変更になる場合があります。

必ずご連絡の上、受給期間が記載された『生活保護廃止決定通知書』を保育・幼稚園課に提出してください。なお、新たに税資料の提出が必要になる場合があります。保護者補助金及び給食費の軽減対象者は廃止になった翌月から変更となります。

<家庭状況等変更手続きにかかわる必要書類>

変更内容		必要書類	【1-2】町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届	保育を必要とする状況がわかる書類等 ※2	施設等利用給付認定 通知書の返却	町田市子ども・子育て支援法に基づく認定に係る取下げ届 ※3	税額に分かる書類 ※4	生活保護受給証明書 生活保護廃止決定通知書
住所変更	市内で引っ越した場合		○					
	市外に引っ越した場合				○	○		
退職 転職	転職※1		○	○	○			
	求職活動※1		○		○			
	求職中から就労先が決定※1		○	○	○			
家族構成 の変更	婚姻・同居		○	○	○		○	
	離婚 (離婚前提の別居含む)		○		○			
市民税額 の変更	確定申告、修正申告等						○	
生活保護	受給							○
	廃止							○

※1 保育を必要とする事由に変更が生じる場合は、変更したい月の前月15日(土、日、祝日の場合は前開庁日)までに、必要書類を提出してください。P.8、P.9 参照。

※2 保育を必要とする状況がわかる書類等は、P.8、P.9 参照。

※3 『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定に係る取下げ届』は、支給認定申請書を提出後、認定証が発行される前に転出をされるなどの理由で支給認定証の発行を必要としなくなった場合に提出が必要です。

※4 P.21～22 参照。

(7)提出書類と提出期限について

- ① 町田市民で幼稚園・認定こども園に入園する方
→→【2-1】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定申請書(施設型給付園教育用 入園時初回認定園経
用)』または【2-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定申請書(私学助成園教育用 入園時初回認
定園経由用)』を入園する園に提出してください。

- ② 町田市民で幼稚園・認定こども園に入園し、最初から新2号認定・新3号認定を受ける方
→→①の申請に加え、【2-3】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定申請書(教育用 在園児保育・幼稚園
課申請用)』と保育の必要性を確認する書類を入園する月の前月15日(土、日、祝日の場合は前開庁日)
までに保育・幼稚園課に提出してください。(※間に合わない場合はご相談ください)
※遑って認定を受けることはできません。必ず預かり保育を利用する前に申請してください。
※4月入園の方は2月15日が提出期限です。

- ③ 町田市民で幼稚園・認定こども園に在籍しており、新たに新2号認定・新3号認定を受ける方
→→【2-3】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定申請書(教育用 在園児保育・幼稚園課申請用)』と保
育の必要性を確認する書類を、認定を受けたい月の前月15日(土、日、祝日の場合は前開庁日)までに
保育・幼稚園課に提出してください。(※間に合わない場合はご相談ください)
※遑って認定を受けることはできません。必ず預かり保育を利用する前に申請してください。

- ④ 町田市民で幼稚園・認定こども園に在籍しており、新2号・新3号認定から1号認定・新1号認定のみに変更
する方
→→【2-3】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定申請書(教育用 在園児保育・幼稚園課申請用)』を、変
更したい月の前月15日(土、日、祝日の場合は前開庁日)までに保育・幼稚園課に提出してください。

- ⑤ 町田市民で、幼稚園・認定こども園に在籍している新2号認定・新3号認定の方で、保育の必要性の事由が
変更になった方
→→【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』と保育の必要性を確認する書類
を、変更したい月の前月15日(土、日、祝日の場合は前開庁日)までに保育・幼稚園課に提出してください。

- ⑥ 家庭状況の変更の届出
→→【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』を速やかに保育・幼稚園課に提
出してください。

- ⑦ 町田市民以外の方
→→住民登録のある自治体に手続き方法をご確認ください。

<認定申請書類早見表>

必要書類 変更内容 (P.16の番号に対応)	【2-1】あるいは【2-2】町田市子ども子育て支援法に基づく認定申請書(教育用) 在園児保育・幼稚園課申請用 (回認定園經由用)	【2-3】町田市子ども子育て支援法に基づく認定申請書(教育用) 在園児保育・幼稚園課申請用	【1-2】町田市子ども子育て支援法に基づく認定変更申請書 兼変更届	保育を必要とする状況がわかる書類等 ※1	
①	町田市民で幼稚園・認定こども園に入園する方	○			
②	町田市民で幼稚園・認定こども園に入園し、最初から新2号認定・新3号認定を受ける方	○	○		○
③	町田市民で幼稚園・認定こども園に在籍しており、新たに新2号認定・新3号認定を受ける方		○		○
④	町田市民で幼稚園・認定こども園に在籍しており、新2号認定・新3号認定から1号認定・新1号認定のみに変更する方		○		
⑤	町田市民で幼稚園・認定こども園に在籍している新2号認定・新3号認定の方で、保育の必要性の事由が変更になった方			○	○
⑥	家庭状況の変更の届出			○	

※1 P.8、P.9 参照。

注 認定こども園に在園している方で2号認定に切替えたい場合は、変更したい月の前月15日(土、日、祝日の場合、前開庁日)までに、保育の利用申込書一式を在園している認定こども園に提出してください。

5. 保育料等について

認定こども園(教育時間利用)・施設型給付幼稚園の基本保育料については無償となります。私学助成幼稚園の基本保育料は、各幼稚園が定める額となりますが、施設等利用給付費の 25,700 円を各幼稚園が代理受領することにより、基本保育料から 25,700 円を控除した額を各幼稚園にお支払いすることになります。

1号・新1号の認定を受けているおさまが教育時間以外の時間の預かり(預かり保育)をご利用される場合、新2号・新3号の認定を受けることで預かり保育の無償化の給付を受けることができます。新2号・新3号の認定を受けたい場合は、P.7「4. 認定の申請について」をご覧ください。

新2号・新3号認定を受けた場合、①ひと月あたりの上限額 11,300 円(新3号認定は 16,300 円)、②日額単価 450 円×利用日数、③実際の預かり保育利用料を比較し、最小となる金額が無償化上限額として給付されます。上限額を越える料金が発生した場合、差額分を在籍園にお支払いいただきます。

預かり保育事業を実施していない場合又は預かり保育事業が一定の基準を満たしていない場合に限り、その他の認可外保育サービスを対象として給付することができます。

<例> 在籍する園の預かり保育を20日間利用し、利用料が 10,000 円だった場合

日額単価 450 円 × 20 日 = 9,000 円

1 月あたりの上限額 11,300 円 > 実際の預かり保育利用料 10,000 円 > 日額単価で算出した金額 9,000 円

⇒ 最少額である 9,000 円が無償化上限額となり、実際の預かり保育利用料 10,000 円との差額分 1,000 円を利用者(保護者)が在籍園に支払うこととなります。

私学助成幼稚園

基本保育料を上限として
25,700 円までを給付

施設型給付幼稚園 認定こども園

基本保育料を無償

保育を必要としないお子さん
(教育時間のみ利用など)



1号児・新1号児
(3~5歳児)

新1号

1号

保育の必要性のあるお子さん
(就労・出産・介護・疾病・求職等)



新2号児・新3号児
(3~5歳児)

新2号児

4月1日時点で満3歳以上で、保育の必要性の事由に該当する子ども

基本保育料を上限として 25,700 円までを給付 + 預かり保育利用料を月額上限 11,300 円(日額単価 450 円)まで給付

新3号児

4月1日時点で満3歳未満で、保育の必要性の事由に該当する住民税非課税世帯の子ども
(プレスクール等の利用者は対象ではありません。在籍している園児が対象です)

基本保育料を上限として 25,700 円までを給付 + 預かり保育利用料を月額上限 16,300 円(日額単価 450 円)まで給付

(1)保護者補助金表について

教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分 (幼稚園・認定こども園を利用)			保護者補助金上限額 (月額/円)		
	定 義	きょうだい カウント	1人目	2人目	3人目 以降
生活保護世帯を除き、市町村民税(4月～8月：前年度分 9月～3月：当年度分)が右の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯及び均等割のみ課税されている世帯(ひとり親世帯等に限る。)並びに生活保護世帯	年齢制限なし	6,200	6,200	6,200
	市町村民税非課税世帯及び均等割のみ課税されている世帯(ひとり親世帯等を除く。)並びに所得割 77,101 円未満(ひとり親世帯等に限る。)		3,200	6,200	6,200
	所得割 77,101 円未満(ひとり親世帯等を除く。)		1,800	1,800	6,200
	77,101 円以上 211,201 円未満		1,800	1,800	5,600
	211,201 円以上 256,301 円未満		1,800	1,800	5,000
	256,301 円以上		1,800	1,800	1,800

- ※ 保護者補助金は、各幼稚園の基本的な保育料が補助対象です。なお、表中の金額が 1,800 円ではない区分に該当する児童については、その他納付金として園が定める費用についても補助対象となります。
- ※ 市町村民税所得割額の金額には、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除、配当割・株式等譲渡所得割は、保護者補助金の算定上対象とはなりません。
- ※ 祖父母等と同居の場合で父母の収入の合計額が生活保護基準以下の場合は、同居されている祖父または祖母等を主たる生計者として保護者補助金を決定する場合があります。
- ※ 結婚や離婚等により保護者(扶養義務者)に変更があった場合、修正申告等により市町村民税額が変更された場合、又は生活保護法による保護を受けることになった場合等には、保護者補助金を再計算します。必ず保育・幼稚園課支援係(042-724-2137)までご連絡ください。

(2)給食費について

以下のお子さんは、給食費のお支払いが軽減されます。対象となる世帯へは、町田市が通知にてお知らせします。

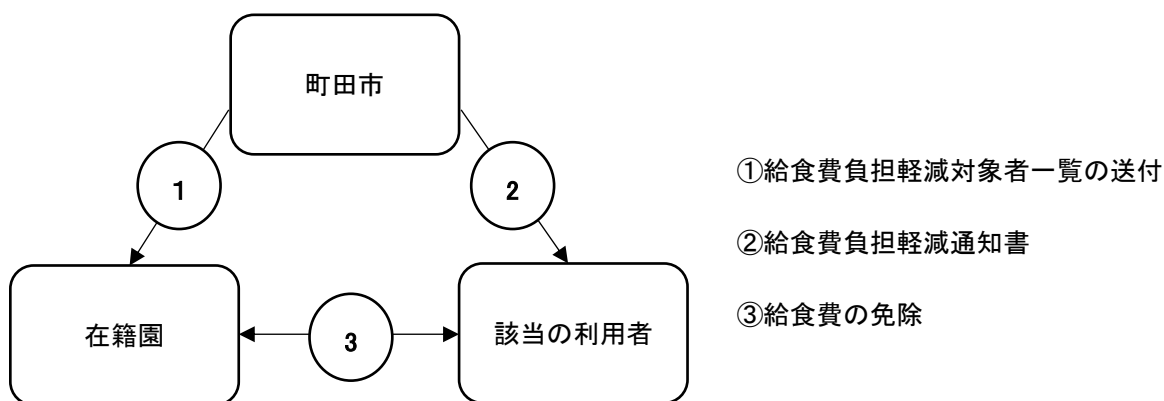
給食費負担軽減対象児童	①世帯年収約360万円 ^{※1} 未満相当の世帯の児童 ②国基準きょうだいカウント ^{※2} で第3子として認定される児童
-------------	--

※1 住民税所得割合算額 77,101 円未満の世帯です。

※2 小学校3学年修了前の子どもの数でカウントします。

※ 対象者の決定は、住民税所得割額の保護者の合算額や国基準のきょうだいカウント方法等を用いて決定されます。そのため、転入者や住民税未申告の方については、別途課税証明書等の税書類をご提出いただく場合があります。

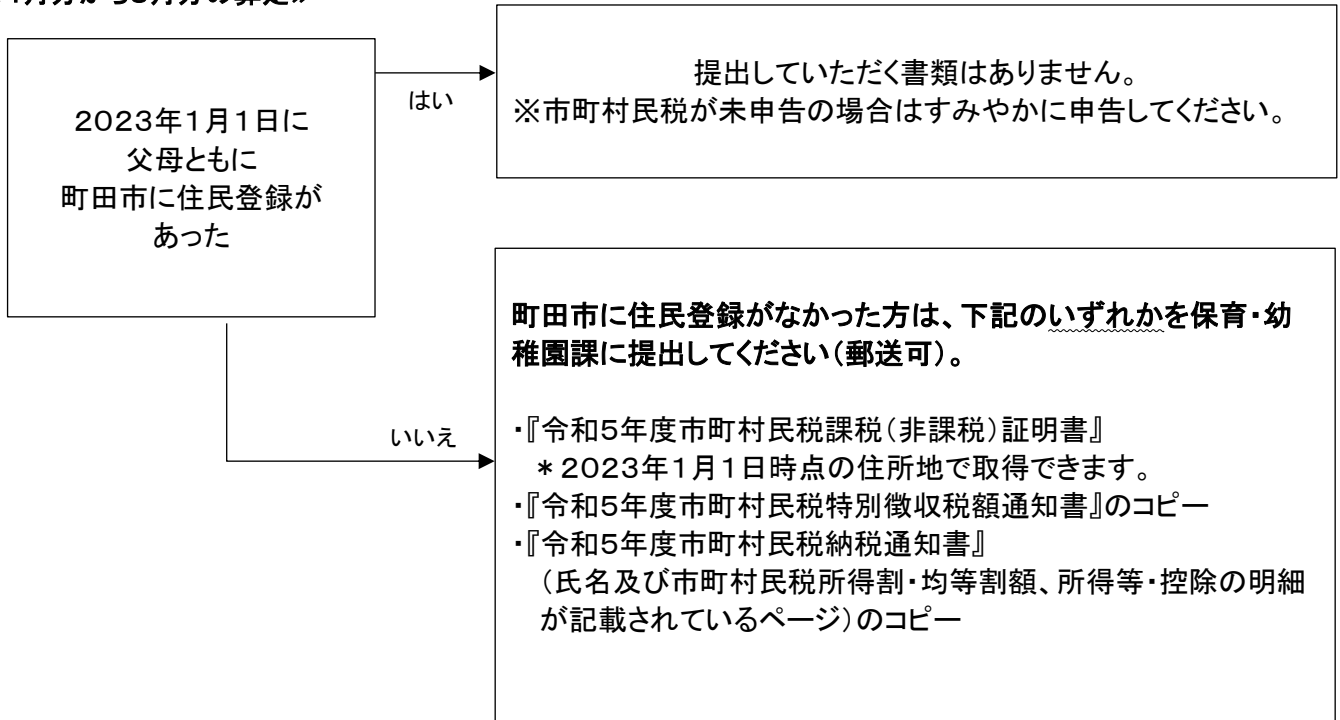
※ 修正申告等によって給食費の負担軽減対象ではなくなる場合は、年度当初に遡って給食費をお支払いいただく場合があります。逆に、修正申告等によって給食費の負担軽減対象者に該当する場合は、一度お支払いいただいた給食費をお返しすることとなります。



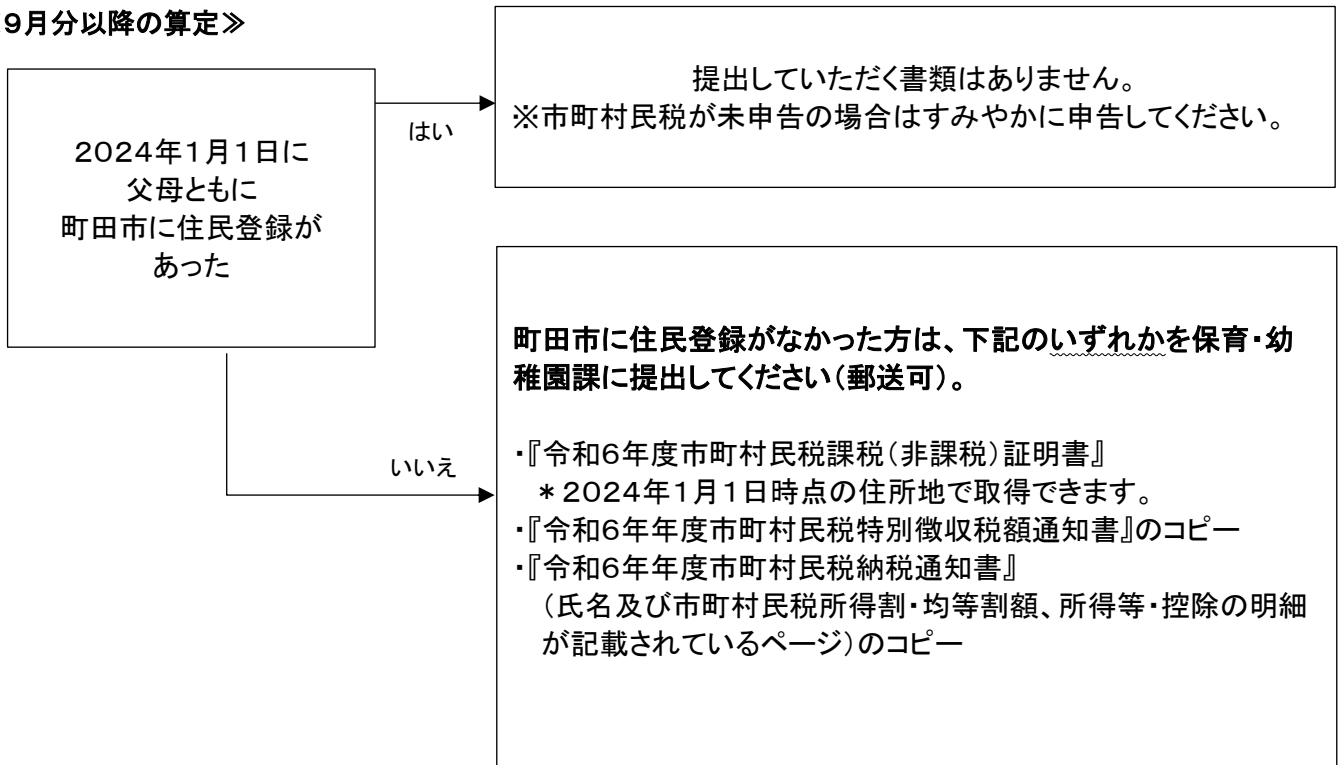
(3)税額のわかる書類について

給食費の負担軽減及び保護者補助金を算定するために、保護者の方の市町村民税の情報が必要となります。以前、市外に居住していた方については、課税証明書等の提出が必要になる場合がありますので、以下のフローチャートをご確認ください。

《4月分から8月分の算定》



《9月分以降の算定》



《状況別税額書類提出表》

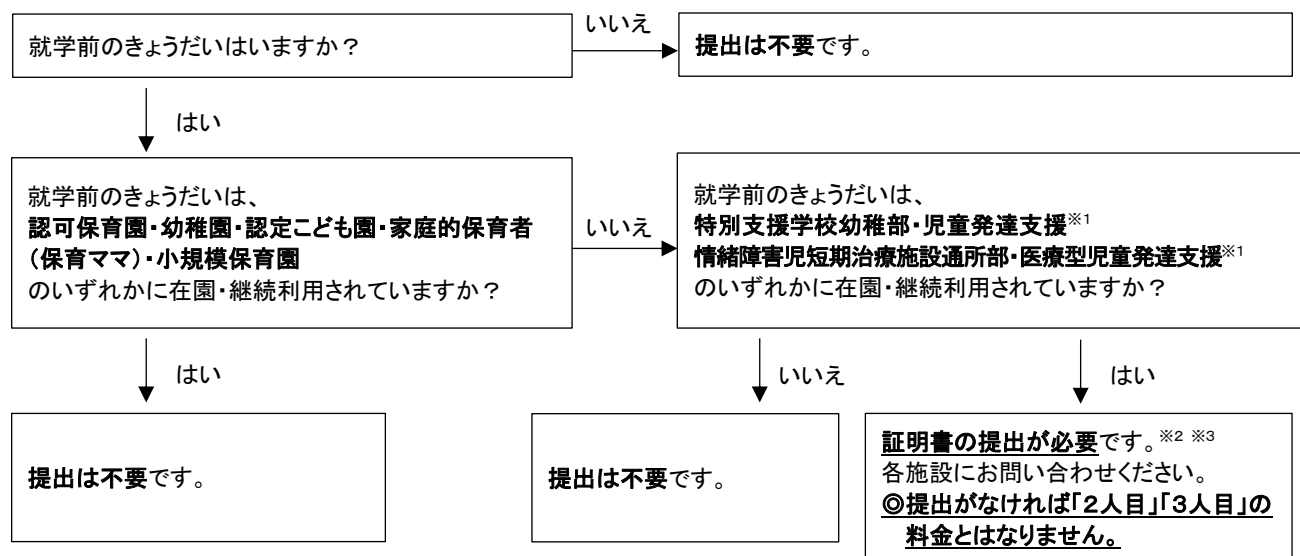
- 保護者の書類が必要です → 保護者(父母)それぞれの方の書類が必要です。
- 祖父母と同居されている方 → 保護者の収入の合計が生活保護基準以下の世帯は、同居の祖父母も含めて主たる生計者として給食費の負担軽減及び保護者補助金を決定いたします。そのため、同居の祖父母の書類も必要となる場合があります。
- 養育費を受けている方 → ひとり親の方で、子の父又は母から養育費を受けている方は、主たる生計者を決定する際、養育費1年分(4月～8月入園申込みの方は、2022年1月～12月、9月以降入園申込みの方は2023年1月～12月)の金額がわかる書類(通帳のコピー、書留のコピー等)を提出してください。
- 生活保護を受給されている方 → 『生活保護受給証明書』を提出してください。
- 海外に住んでいた方 → 【1-13】『海外居住者用 収入申告書』をご記入の上、提出してください。まちだ子育てサイトからダウンロードできます。
- 上記のいずれの書類も提出できない方 → 保育・幼稚園課支援係(042-724-2137)まで相談してください。

(4)就学前のきょうだい幼稚園等に在籍している場合の給食費の負担軽減及び保護者補助金の算定

同一世帯で2人以上幼稚園等に在籍している場合、又は幼稚園等に在籍しているお子さんより年齢の高い就学前のお子さんが下に該当する施設に在園・継続利用されている場合は、該当施設に在園・継続利用中のお子さんを合わせて年齢の高い順に数え、「3人目」以上のお子さんについて給食費の負担の軽減を適用し、保護者補助金を算定します。

軽減や算定の適用には、対象施設に在籍しているお子さんの【1-15】『在園・継続利用証明書』の提出が必要な場合があります。提出が必要なお子さんについては、以下のフローチャートでご確認ください。

【対象施設】 認可保育園 幼稚園 認定こども園 家庭的保育者(保育ママ) 小規模保育園
 特別支援学校幼稚部 児童発達支援 情緒障害児短期治療施設通所部 児童発達支援
 医療型児童発達支援



※1 児童発達支援、医療型児童発達支援については、おおむね週1回以上かつ3ヶ月以上継続して利用していることが要件となります。

※2 【1-15】『在園・継続利用証明書』は、まちだ子育てサイトよりダウンロードしていただくか、町田市内の各保育園等に配布しています。

※3 【1-15】『在園・継続利用証明書』は毎年度、提出が必要です。

6. 町田市内の施設一覧(1号・新1号対象施設)

2023年9月時点

<認定こども園>

No	施設名称	郵便番号	所在地	電話番号
1	開進幼稚園	194-0039	藤の台1-2-1	042-725-7851
2	カナリヤこども園	195-0074	山崎町2088-1	042-791-2290
3	きそ幼稚園	194-0036	木曾東1-27-26	042-722-5144
4	高ヶ坂幼稚園	194-0014	高ヶ坂5-6-19	042-728-0321
5	子どもの森幼稚園	194-0213	常盤町3031-2	042-797-7631
6	境川幼稚園	194-0036	木曾東3-16-17	042-791-3680
7	さふらん	194-0032	本町田2441	042-791-0036
8	正和幼稚園	195-0074	山崎町2261-1	042-791-2746
9	玉川中央幼稚園	194-0041	玉川学園2-3-27	042-725-8446
10	鶴川シオン幼稚園	195-0062	大蔵町2216	042-735-3136
11	東平ひまわり こども園	195-0052	広袴町543-1	042-736-2266
12	フェリシア幼稚園 フェリシアこども短期大学附属	195-0054	三輪町122-12	044-988-4074
13	光幼稚園	194-0012	金森3-41-1	042-796-1912
14	町田自然幼稚園	194-0035	忠生2-7-5	042-791-0015

<施設型給付幼稚園>

No	施設名称	郵便番号	所在地	電話番号
1	けいしょう幼稚園	195-0061	鶴川1-5-2	042-708-8787
2	つくし野天使幼稚園	194-0001	つくし野2-18-4	042-795-5127
3	鶴川平和台幼稚園	195-0053	能ヶ谷6-41-1	042-735-4918
4	鶴間幼稚園	194-0005	南町田2-12-1	042-795-1450
5	成瀬台幼稚園	194-0043	成瀬台2-2-12	042-726-9123
6	原町田幼稚園	194-0013	原町田3-9-16	042-722-2454
7	町田すみれ幼稚園	194-0212	小山町4365-1	042-773-1151
8	町田ひまわり幼稚園	194-0012	金森1-8-26	042-726-1207
9	南ヶ丘幼稚園	194-0003	小川6-2-1	042-795-0057
10	山ゆり幼稚園	194-0032	本町田3450	042-723-2474
11	夢の森幼稚園	195-0054	三輪町1051-2	044-988-7811

<私学助成幼稚園>

No	施設名称	郵便番号	所在地	電話番号
1	相原幼稚園	194-0211	相原町4445-3	042-782-2104
2	桜美林幼稚園	194-0213	常盤町3613-3	042-797-0796
3	小川幼稚園※	194-0003	小川1-18-1	042-795-1134
4	第一富士幼稚園	194-0044	成瀬7-10-19	042-723-4055
5	たちはな幼稚園	194-0014	高ヶ坂6-29-1	042-726-4976
6	玉川学園幼稚部	194-8610	玉川学園6-1-1	042-739-8111
7	鶴川若竹幼稚園	195-0063	野津田町1303	042-735-5210
8	藤の台幼稚園	195-0039	藤の台3-2-1	042-725-5472
9	町田こばと幼稚園	194-0032	本町田2904	042-723-1494
10	町田こひつじ幼稚園	194-0014	高ヶ坂2-37-24	042-723-3687
11	町田サレジオ幼稚園	194-0215	小山ヶ丘4-6-2	042-775-3120
12	町田文化幼稚園	194-0023	旭町1-17	042-726-1008
13	和光鶴川幼稚園	195-0051	真光寺町1271-1	042-735-2291

※ 小川幼稚園は2024年4月に施設型給付幼稚園に移行予定です。

7. 各種書式等(まちだ子育てサイトよりダウンロードできる書類)

まちだ子育てサイト <https://kosodate-machida.tokyo.jp>

[まちだ子育てサイト](#)>[目的からさがす](#)>[あずける](#)>[在園児の保護者の皆様へ](#)

>[教育施設](#)>[各種オンライン申請・書式ダウンロード](#)



番号	書式名称	まちだ子育てサイトからオンライン申請可※
【2-1】	2024年度 町田市子ども・子育て支援法に基づく認定申請書(施設型給付園教育用 入園時初回認定園経由用)	
【2-2】	2024年度 町田市子ども・子育て支援法に基づく認定申請書(私学助成園教育用 入園時初回認定園経由用)	
【2-3】	2024年度 町田市子ども・子育て支援法に基づく認定申請書(教育用 在園児保育・幼稚園課申請用)	○
【2-4】	2024年度 町田市子ども・子育て支援法に基づく認定申請書(認可外施設等)	○
【1-2】	2024年度 町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届	○
【1-3】	町田市子ども・子育て支援法に基づく認定証再交付申請書	○
【1-5】	就労証明書(PDF版/Excel版)	
【1-6】	スケジュール表	
【1-13】	海外居住者用 収入申告書	
【1-15】	在園・継続利用証明書(給食費の負担軽減のための対象施設利用届用)	
【1-19】	軽減通知再発行依頼書	○

※ ○がついている書類はまちだ子育てサイトからオンライン申請をおこなうことができます。